

○愛南町中小企業者等経営強化補助金交付要綱

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

補助事業の名称	補助区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
生産性革命支援事業	国の生産性革命推進事業に係る各種補助金	次に掲げる補助金の補助対象経費 1 小規模事業者持続化補助金 2 IT導入補助金	6分の1	30万円
経営サポート事業	パッケージ等のデザイン等費用	次に掲げるもののデザイン、企画及び製作に係る経費 1 商品に係るパッケージ、リーフレット、包装紙、紙袋、グッズ等 2 事業所の外装及び看板	2分の1	10万円
	ホームページの開設・改修費用	1 ホームページ開設・改修に係る委託経費 2 ホームページ作成ソフトウェアの購入経費 3 ドメイン取得に係る経費	2分の1	20万円
	キャッシュレス決済導入費用	キャッシュレス決済に用いる機器の新規購入及び設置に係る経費	2分の1	10万円
経営改善事業	経営課題に取り組むために必要な費用	上記以外の経費であって、業務改善又は経営改革に資するものと愛南町商工会の経営指導員が認める取組に係る経費（人件費、公租公課、不動産購入費等補助対象経費として社会通念上不適切と認めるものを除く。）	3分の2	30万円
雇用創出事業	スポットワーク仲介サービス利用に係る費用	短時間・単発の雇用契約を仲介する民間サービス（スポットワーク仲介サービス）を利用し、雇用が成立したことへの対価として、支払う手数料	2分の1	5万円